

第5次男女平等推進計画体系（案）

【次期計画】西東京市第5次男女平等参画推進計画

期間：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

資料3  
西 東 京 市  
男女平等参画推進委員会  
令和5年4月25日

太字は新規、下線は移動・拡充

◇基本理念◇（第4次）

「一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」

～ 視点 ～（第4次）

人権の尊重                      個性の尊重                      男女平等参画

| 基本目標   | 課題（★は重点課題（案））   | 施策  |
|--|---|---|
| I 人権と多様性を尊重する意識の醸成                           | 1★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消とジェンダー平等の意識づくり                    | (1)男女平等参画推進のジェンダー平等を推進するための意識啓発と情報提供<br>(2)メディア・リテラシーの普及・啓発の推進<br><b>(3)性的指向・性自認等の理解促進【新】</b><br>⇒I-2-(2)から移動・独立      |
|  | 2 家庭・学校・地域における男女平等教育とジェンダー平等教育・学習の推進と人権意識の醸成          | (1)男女平等参画推進のためのジェンダー平等教育・学習の実施<br>(2)保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等参画ジェンダー平等意識の啓発  |
|  | 3 地域活動における男女平等参画の推進<br>⇒II-2-(2)、(3)から移動              | (1)地域活動等への男性の参画の促進<br>(2)市民活動団体との協働   |
|  | 4 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進<br>⇒II-3から移動             | (1)防災対策における女性の参画拡大<br>(2)男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進   |
|  |   |   |
| II ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進【女性活躍推進計画】 | 1★ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進                          | (1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供<br>(2)ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ  |
|  | 2 男性の家事・育児・介護への参画促進                                   | (1)男性の家事・子育てへの参画促進<br>(2)男性の介護への参画促進  |
|  | 3 <b>誰もがともに担う</b> 子育てへの支援                             | (1)子育て支援サービスの充実<br>(2)地域での子育て支援の促進  |
|  | 4 <b>誰もがともに担う</b> 介護への支援                              | (1)地域での支え合いのしくみづくり<br>(2)家族介護者への支援  |
|  | 5 経済活動における女性活躍の推進<br>⇒III-2から移動                       | (1)女性の就労及びキャリア形成支援<br>(2)市内の事業所における女性の活躍の推進<br>(3)女性農業者への支援<br>(4)女性の起業、コミュニティビジネス等への支援                               |
|  | 6★ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進 女性参画の促進<br>⇒II-1から移動          | (1)審議会・委員会等への女性の積極的登用<br>(2)人材に関する情報の収集と人材の養成<br><b>(3)女性リーダーの育成と参画の促進</b><br>⇒II-2-(1)から移動                           |
| III <b>あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援【新規】</b>     | 1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と被害者支援【配偶者暴力対策基本計画】<br>⇒I-3、4から移動   | (1)暴力の防止に向けた意識啓発<br>⇒I-3-(1)とI-4-(1)を統合<br>(2)相談窓口の充実<br>(3)被害者の安全の確保と自立への支援<br>(4)市の体制整備に向けた取り組みの強化<br>(5)関係機関との連携強化 |
|  | 2 性と生殖に関する健康支援<br>⇒I-5から移動                            | (1)からだ性と性に関する正確な情報の提供<br>(2)性差に応じた健康支援  |
|  | 3 <b>様々な困難を抱えた人への支援【新規】</b><br>※困難女性支援法に基づく市町村計画を位置付け | <b>(1)ひとり親家庭や生活困窮者等への支援</b><br>⇒III-4-(3)から移動<br><b>(2)高齢者、障がい者、外国人等誰もが安心して暮らせる環境の整備【新規】</b>                          |
| IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化                      | 1★ 庁内推進体制の充実  | (1)庁内推進体制の充実・強化<br>(2)男女平等推進条例設置の検討<br>(3)男女平等参画に関する職員の理解促進<br>(4)男女ともに働きやすい職場環境の整備<br>(5)管理的立場におけるへの女性職員の参画促進        |
|  | 2 男女平等推進センターバリエの事業の充実                                 | (1)相談機能の充実<br>(2)学習機能の充実<br>(3)情報収集・提供の充実<br>(4)市民との協働  |
|  | 3 男女平等参画推進計画の進行管理                                     | (1)市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理   |